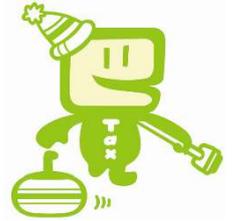


山梨税務署からのお知らせ

令和6年
第2号



【発行】〒405-8585 山梨市上神内川738
山梨税務署 TEL0553-22-1411 (代表)

税務署へのお問い合わせは、左の代表番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって「2」(税務署)を選択してください。

申告書作成会場の開設について ～郵送での提出先は東京国税局業務センター甲府分室です～

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。	夢わーく山梨 3階大集会室	山梨市 上神内川1348	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から

申告に関するお問い合わせは、**山梨市商工会ではなく**、山梨税務署(0553-22-1411)へお願いします。

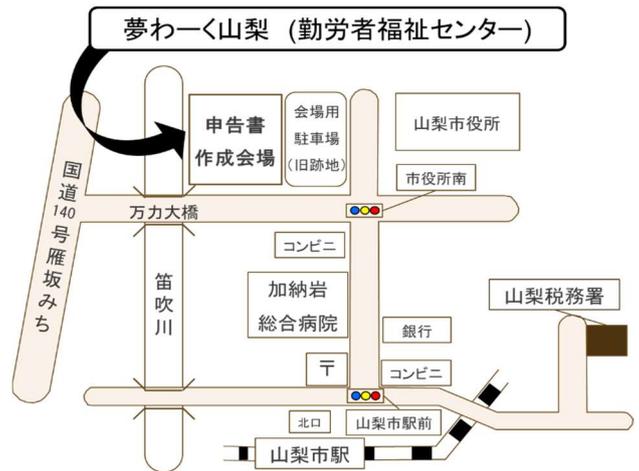
入場整理券はオンラインで**事前発行!**

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加は
こちらから!

- 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場時間を区切った入場整理券」を配布しています。
- 入場整理券の配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
- 入場整理券は、当日、会場で配布するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 3月は入場整理券の入手が困難となることが予想されます。
- 申告書等の提出のみの場合は、山梨税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

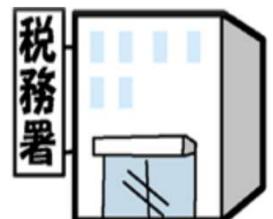


夢わーく山梨での申告書作成は

3月15日(金)までです。

3月18日(月)以降は、山梨税務署内に
申告書作成会場を開設します。

(郵送で提出の方) 〒400-8541 山梨県甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
東京国税局業務センター甲府分室



令和5年分 所得税・消費税（個人事業者）を納付される皆様へ

振替納税を利用されている方の振替納付日



- 上記の振替納付日の前日までに、あらかじめ指定口座の預貯金残高をご確認ください。また、振替日等をお知らせする文書は、初めて振替納税をご利用される方以外には、送付しておりません。
- 残高不足等により引き落としができなかった場合には、納期限（所得税は3月15日、消費税は4月1日）の翌日から延滞税がかかる場合があります。
- 振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限りご利用になれます。
- 贈与税については、振替納税をご利用いただけません。

振替納税を利用されていない方の納期限



- 申告書の提出後に、納付書や納税のお知らせ等は、送付しておりません。
- 納期限を過ぎて納税をしますと延滞税がかかる場合があります。

納税にはぜひ、**振替納税**をご利用ください。

- 振替納税をご利用になると、上記の振替納付日に指定された預貯金口座から自動引き落としとなります。
- 振替納税の申込手続きにつきましては、国税庁HP (<https://www.nta.go.jp>) をご確認ください。か、山梨税務署の総務課管理運営担当へお尋ねください。



※ 各納付手続の詳細は、国税庁HPの以下の箇所でご案内しております。
ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 納税・納税証明手続